

**八代広域行政事務組合自動販売機設置に係る
公募型プロポーザル募集要項**

八代広域行政事務組合では、公募型プロポーザル方式により、飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を選定し、自動販売機の設置に係る組合財産の貸付けを行います。

本プロポーザルに参加を希望される方は、この募集要項及び仕様書をよく御確認いただき、内容を御承知の上御参加ください。

1 貸し付ける物件の概要

(1) 施設名

八代広域行政事務組合 消防庁舎

(2) 設置場所及び設置台数等

物件番号	設置場所	設置台数	最低貸付料 (月額・税別)
1①	八代消防署(八代市大村町970番地)2階食堂西側(正対して右)	1	2,900円
1②	八代消防署(八代市大村町970番地)2階食堂東側(正対して左)	1	2,900円
2①	鏡消防署(八代市鏡町内田689番5)2階食堂北側(正対して右)	1	2,600円
2②	鏡消防署(八代市鏡町内田689番5)2階食堂南側(正対して左)	1	2,600円
3	鏡消防署氷川分署(八代郡氷川町野津1525番地)	1	3,600円
4	八代消防署日奈久分署(八代市日奈久大坪町199番地16)	1	2,900円
5	八代消防署新開分署(八代市新開町1号3番の1)	1	1,900円

(3) 貸付面積(1物件あたり)

- ・自動販売機 : 1.3㎡(幅1.3m×奥行1.0m)
- ・回収ボックス : 0.36㎡(幅0.6m×奥行0.6m)

(4) 貸付期間

令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

※物件番号5については、令和6年9月30日までとする。

※貸付契約は貸付期間の末日で終了し、更新は行わない。

【各物件共通の特記事項】

- (1) 自動販売機で販売する商品は、缶入り又はペットボトル入りの飲料水(酒類を除く。)とすること。
- (2) 貸付場所は別添の物件位置図により確認すること。
- (3) 前年度の販売数量等は参考資料として提供する。
- (4) 貸付面積には、自動販売機の放熱スペース、支持台等を含む。

2 参加資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人事業主とする。

- (1) 公募開始の日までの直近1年間において自動販売機設置業務又はこれに類する業務の取扱実績があること。
- (2) 八代市又は氷川町に本社、支店又は営業所を置く事業者にあつては八代市税又は氷川町税の滞納がないこと。その他の事業者にあつては、国税に滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 八代市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定のいずれにも該当しないこと。
- (5) 八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱第3条第1項の規定による排除措置を行われていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 八代広域行政事務組合競争入札有資格者名簿に記載のある事業者にあつては、八代広域行政事務組合競争入札参加資格者指名停止等措置要領第2条又は第3条の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

3 日程

項目	日程
参加申込書類提出期間	令和5年4月17日(月)～令和5年5月19日(金)
質問受付期間	令和5年4月17日(月)～令和5年5月8日(月)
質問回答	令和5年5月12日(金)まで
設置予定事業者の選定	令和5年5月下旬
選定結果の通知	令和5年5月29日(月)以降
組合財産貸付契約の締結	令和5年6月9日(金)まで

4 参加申込手続

(1) 参加申込書類

書類名	提出部数	提出が必要な書類	
		法人	個人事業主
① 参加申込書(様式第1号)	1部	○	○
② 誓約書(様式第2号)	1部	○	○
③ 企画提案書(様式第3号)及び売上手数料率提案書(様式第4号)	参加申込みごとに6部	○	○
④ 設置しようとする自動販売機のカタログ	参加申込みごとに1部	○	○
⑤ 商業登記簿謄本(3か月以内発行のもの、写し可)	1部	○	
⑥ 代表者身分証明書(3か月以内発行のもの、写し可)	1部		○

⑦ 印鑑登録証明書（3か月以内発行のもの、写し可）	1部	○	○
⑧ 直近の決算報告書（法人名及び決算期間が明記されたもの）	1部	○	
⑨ 【青色申告】直前1年分に係る青色申告書の損益計算書及び資産負債調 【白色申告】直前1年分に係る所得税確定申告書	1部		○
⑩ 未納の税額がない証明（国税：納税証明書（その3）、市税・町税：納税証明書）（3か月以内発行のもの、写し可。）	1部	○ 法人及び代表者本人分	○ 代表者本人分
【書類作成上の注意事項】 1 複数の物件の公募型プロポーザルに参加申込みをする場合は、物件ごとに③及び④の書類を提出すること。ただし、いずれの参加申込みにおいても③及び④の書類の内容が同一である場合は、2件目以降の参加申込みにおいてはこれらの書類の提出を要しない。 2 ①～③の書類には、代表者名を記入するとともに、⑦の登録印を押印すること。 3 ⑤～⑩の書類については、参加申込件数にかかわらず、「提出が必要な書類」を1部ずつ提出すること。			

(2) 提出方法

3に記載する参加申込書類提出期間内に(1)の参加申込書類を11に記載する事務局に持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、平日（八代広域行政事務組合の休日を定める条例で定める休日以外の日をいう。）の午前9時から午後5時までの間に書類を提出すること。郵送する場合は、参加申込書類提出期間の末日までに書類を提出すること（同日の午後5時まで必着）。

(3) 企画提案書の作成について

- ① 6に記載する評価項目、仕様書等に基づき企画提案書(様式第3号)を作成すること。また、評価項目ごとの内容に関しては具体的に記載するとともに数量等も明記すること。
- ② 用紙のサイズはA4サイズ、文字のサイズは12ポイント程度とし、1つの評価項目ごとに1ページ以内（全5ページ以内）で記載すること。売上手数料率の提案はこれに含めない。
- ③ 売上手数料率の提案については、様式第4号を使用すること。
- ④ 企画提案書の綴りの順序は、6に記載する評価項目の順に沿って容易に採点できるようにすること。
- ⑤ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、それを無効とし提案者を失格とする。

5 質問及び回答

募集内容に関する質問及び回答は、次の方法により行う。

(1) 質問

3に記載する質問受付期間の末日の午後5時までに質問書(様式第5号)に質問事項等を記入し、11に記載する事務局の電子メールアドレス宛てに提出すること。なお、電子メール送信後、電話で到着確認を行うこと。

(2) 回答

提出された質問及びそれに対する回答は、3に記載する質問回答の期限までに、八代広域行政事務組合公式ホームページにおいて逐次公開する。

6 設置予定事業者の選定

(1) 選定委員会の設置

自動販売機の設置予定事業者を選定するに当たり、飲料水自動販売機設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案の内容の書類審査を行う。

(2) 評価点の算出

次の評価項目、評価の視点及び配点により、提案内容及び売上手数料率の評価を行い、両者の得点を合計したものを事業者の評価点とする。

【例】

評価項目		評価の視点	配点
①	社会貢献	八代市又は氷川町における社会貢献活動、本組合に対する災害備蓄用物資の無償提供、災害時における機内在庫の無償提供など	20点
②	デザイン及び利便性	ユニバーサルデザイン、外観色、キャッシュレス機能の搭載など	10点
③	環境配慮	省エネルギー技術、低GWP冷媒などの環境配慮	5点
④	管理体制	故障・クレーム対応、機器メンテナンス、商品管理	15点
⑤	地域経済	八代市又は氷川町内における本店、支店・営業所の有無	10点
小計			60点
売上手数料率		得点＝提案された売上手数料率に100分の125を乗じて得た値の少数第1位を四捨五入して得た値（その値が50を超える場合は50）	50点
合計			110点

(3) 設置予定事業者の選定

評価点が高い順に、上位1事業者を設置予定事業者として選定する。

上記において2者以上の事業者が同点で第1順位となる場合は、売上手数料率が高い者を優先とし、売上手数料率と同じ場合は、八代市又は氷川町内に本店等を置く事業者を優先とし、その上でなお2者以上の事業者が同点で第1順位となる場合は、本プロポーザルに執行業務に関係のない職員にくじを引かせ、第1順位となる事業者を設置予定事業者に選定する。

7 選定結果の通知・公表

6による選定結果は、3に記載する選定結果の通知開始日以降、本プロポーザルに参加した事業者全員に通知するとともに、八代広域行政事務組合公式ホームページにおいて公表する。

なお、選定の経緯についての問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

8 貸付契約の締結

設置予定事業者に選定された事業者が、本組合と協議し合意に至った場合は、3に記載する組合財産貸付契約の締結の期限までに、本組合との間に地方自治法第238条の4第2項第4号の規定による組合財産貸付契約を締結するものとする。

9 参加申込みの無効、設置予定事業者の選定の取消し等

(1) 次のいずれかに該当する参加申込みは、無効とする。

ア 虚偽の内容又は不正の行為による参加申込み

イ 2に記載する参加資格要件を満たしていない参加申込みその他この募集要項に違反する参加申込み

(2) 次に掲げる場合は、設置予定事業者の選定の取消しを行う。

ア 設置予定事業者が正当な理由なく8に記載する貸付契約を締結しないとき。

イ 設置予定事業者の選定後に当該事業者が2に記載する参加資格要件を満たさないことが明らかとなったとき。

ウ 設置予定事業者の選定後に当該事業者が(1)アに掲げる参加申込みをしていたことが明らかとなったとき。

エ その他社会的信用を損なう行為等により自動販売機の設置事業者として適当でないと本組合が判断したとき。

(3) (2)により設置予定事業者の選定を取り消したとき、又は設置予定事業者が貸付契約の締結を辞退したときは、6(3)において当該事業者の次順位となった事業者(当該事業者が既に設置予定事業者を選定されている場合はその次順位の事業者)を設置予定事業者を選定し、契約の交渉を行う。

10 その他

(1) 提出期限以降における書類の差替え、再提出は認めない。

(2) 参加申込みを辞退する場合又は貸付契約の締結を辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出すること。

(3) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加申込者の負担とする。

(4) 提出された書類等は返却しない。

(5) 参加申込書類提出期間の初日において、参加申込みをしようとする2者以上の事業者が貸付期間内に経営統合等を行うことが明らかであるときは、参加申込みができる事業者は、それらの事業者のうち1者に限るものとする。

11 事務局

八代広域行政事務組合消防本部総務課

〒866-0895 八代市大村町970番地

電話 0965-33-6319

電子メールアドレス soumu@yatsushiro-fd.com